

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 30 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての 営業所又は
事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

ひろぎん証券株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

ひろぎん証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

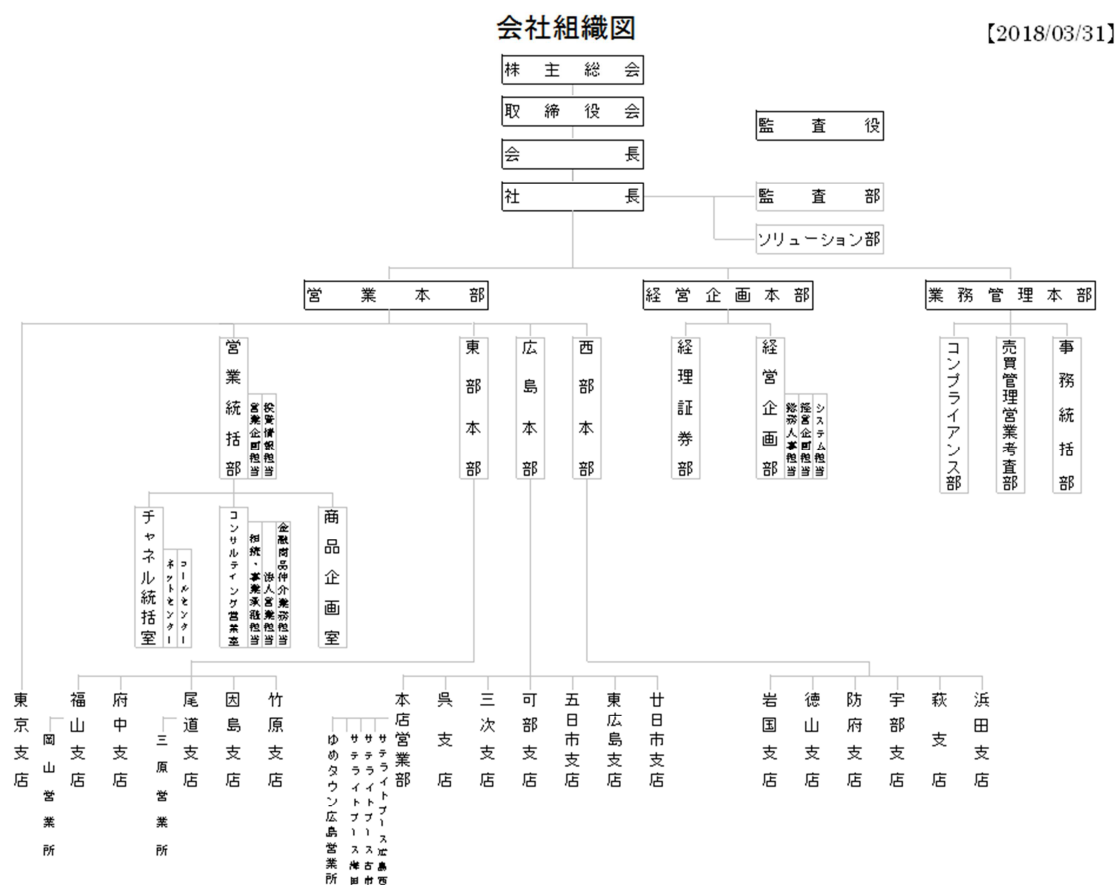
金融商品取引業 平成19年11月12日（中国財務局長（金商）第20号）

3. 沿革及び経営の組織

（1）会社の沿革

年 月	沿 革
平成19年7月	広島市中区において、ウツミ屋株式会社を設立 資本金 5,000 万円
平成19年11月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録
平成20年1月	ウツミ屋証券株式会社の会社分割により、金融商品取引業に関する業務（自己勘定で行うトレーディング業務等を除く）を承継し、第三者割当増資により資本金を61億円とする。
〃	ひろぎんウツミ屋証券株式会社に商号変更
〃	金融商品取引業務を開始
平成20年2月	本店営業部ゆめタウン広島出張所を開設
平成20年11月	廿日市支店を開設
平成21年1月	本店営業部ゆめタウン広島出張所を支店へ昇格
平成22年4月	投資相談ブース松山、投資相談ブース松江を開設
平成22年12月	長門支店を廃止
平成25年10月	ゆめタウン広島支店を本店営業部ゆめタウン広島出張所に変更
平成26年3月	投資相談ブース松江を廃止
平成26年5月	岡山支店を廃止し、福山支店投資相談ブース岡山出張所に変更
平成26年9月	投資相談ブース松山を廃止
平成29年3月	資本金を11億減少し、50億とする
平成29年6月	株式会社広島銀行の完全子会社化 ひろぎん証券株式会社に商号変更
平成29年12月	別府支店を廃止し、徳山支店に統合
平成30年1月	三原支店を廃止し、広島銀行三原支店内に尾道支店三原営業所を開設
平成30年3月	宇部支店を、広島銀行宇部支店内に移転 本店営業部サテライトブース広島西を、広島銀行広島西支店内に、 本店営業部サテライトブース古市を、広島銀行古市支店内に、 本店営業部サテライトブース海田を、広島銀行海田支店内に開設

(2) 経営の組織



4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

平成 30 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称		保有株式数 (株)	割合 (%)
1	株式会社広島銀行	1,000	100.00
計 1 名		1,000	100.00

5. 役員の名

平成30年3月31日現在

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役会長兼社長	竹内 万博	有	常勤
取締役副社長	神原 紳造	無	常勤
取締役副社長	宮本 清昭	無	常勤
取締役	吉野 勇治	無	非常勤
監査役	紀川 直也		常勤
監査役	部谷 俊雄		非常勤
計	6名		

取締役竹内万博氏は平成29年6月1日付にて、代表取締役会長兼社長に就任いたしました。
平成29年6月29日開催の第10期定時株主総会において、部谷俊雄氏が監査役に選任され、平成29年6月29日付で就任いたしました。

取締役打海啓次氏、取締役打海英敏氏および監査役岡田俊二氏は平成29年6月1日付にて辞任いたしました。

監査役小嶋泰紀氏は平成29年6月29日付にて辞任いたしました。

6. 政令で定める使用人

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

平成30年3月31日現在

氏名	役職名
神原 紳造	取締役副社長 コンプライアンス部門管掌、業務管理本部長 内部管理統括責任者
片山 誠	コンプライアンス部長 内部管理統括補助責任者
藤原 謙治	売買管理営業考査部長 内部管理統括補助責任者

7. 業務の種別（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（1）金融商品取引業

- ① 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務
- ② 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 3 号イに掲げる行為に係る業務
- ③ 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 3 号ロに掲げる行為に係る業務
- ④ 金融商品取引法第 28 条第 1 項第 3 号ハに掲げる行為に係る業務
- ⑤ 有価証券等管理業務

（2）金融商品取引業に付随する業務

- ① 有価証券の貸借業務
- ② 信用取引に付随する金銭の貸付業務
- ③ 保護預り有価証券担保貸付業務
- ④ 有価証券に関する顧客の代理業務
- ⑤ 受益証券に係る収益金、償還金及び解約金の支払いに係る代理業務
- ⑥ 投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る代理業務
- ⑦ 累積投資契約の締結業務
- ⑧ 有価証券に関連する情報の提供及び助言業務
- ⑨ 他の金融商品取引事業者の業務の代理

（3）他に行っている業務

- ① 保険業法に規定する保険募集に係る業務
- ② 顧客紹介業務
- ③ 信託業務
- ④ 銀行代理業務

<倫理コード>

当社は、国民経済における資金の運用・調達の間である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、当社の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。

このため、当社の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1. 社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

2. 利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3. 守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

5. 顧客利益を重視した行動

投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。

6. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹する

ことにより、自己責任原則の確立に努める。

さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。

7. 顧客に対する助言行為

顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、顧客に対して助言行為を行うことはしない。

8. 資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

9. 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、当社に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

(平成 29 年 6 月 1 日制定)

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	730-0032 広島県広島市中区立町2番30号
コールセンター	730-0032 広島県広島市中区立町2番30号
本店営業部ゆめタウン広島営業所	734-0007 広島県広島市南区皆実町二丁目8番17号
東 京 支 店	103-0026 東京都中央区日本橋兜町21 番7 号
福 山 支 店	720-0808 広島県福山市昭和町 1 番 1 号
府 中 支 店	726-0004 広島県府中市府川町 337 番地の 1
尾 道 支 店	722-0035 広島県尾道市土堂一丁目 11-17
因 島 支 店	722-2323 広島県尾道市因島土生町塩浜 1894 番地の 10
竹 原 支 店	725-0026 広島県竹原市中央一丁目 5 番 3 号
尾道支店三原営業所	723-0014 広島県三原市城町一丁目 25 番 1 号
呉 支 店	737-0046 広島県呉市中通二丁目 4 番 13 号
三 次 支 店	728-0012 広島県三次市十日市東一丁目 2 番 48 号
可 部 支 店	731-0221 広島県広島市安佐北区可部五丁目 13 番 12 号
五 日 市 支 店	731-5127 広島県広島市佐伯区五日市七丁目 4 番 33 号
東 広 島 支 店	739-0014 広島県東広島市西条昭和町 3 番 21 号
廿 日 市 支 店	738-0024 広島県廿日市市新宮一丁目 9 番 34 号
福山支店岡山営業所	700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町1番3号
本店営業部サテライトブース広島西	733-0841 広島県広島市西区井口明神1-17-4
本店営業部サテライトブース古市	731-0123 広島県広島市安佐南区古市3-1-2
本店営業部サテライトブース海田	736-0046 広島県安芸郡海田町窪町5-8
岩 国 支 店	740-0017 山口県岩国市今津町一丁目 9 番 26 号
徳 山 支 店	745-0015 山口県周南市平和通り二丁目 33 番
防 府 支 店	747-0036 山口県防府市駅南町 4 番 1 号
宇 部 支 店	755-0043 山口県宇部市常磐町一丁目 6 番 32 号
萩 支 店	758-0027 山口県萩市吉田町 64 番地の 2
浜 田 支 店	697-0024 島根県浜田市黒川町 4185 番地

三原支店は、平成 30 年 1 月 1 日に三原市城町一丁目 5 番 12 号から移転し、尾道支店三原営業所と改称しました。

本店営業部ゆめタウン出張所および投資相談ブース岡山は、平成 30 年 1 月 1 日に本店営業部ゆめタウン営業所、福山支店岡山営業所と改称しました。

宇部支店は、平成 30 年 3 月 26 日に宇部市相生町 3 番 15 号から移転しております。

別府支店は、平成 29 年 12 月 31 日に廃止しております。

本店営業部サテライトブース広島西、本店営業部サテライトブース古市、本店営業部サテライトブース海田は、平成 30 年 3 月 12 日に開設しております。

9. 他に行っている事業の種類

- ① 保険業法第 2 条第 26 項に規定する保険募集に係る業務
- ② 顧客紹介業務
- ③ 信託契約代理業務
- ④ 銀行代理業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 苦情等の受付部署

①顧客からの苦情等

コンプライアンス部（苦情等受付専門部署）及び本・支店

②業務委託先からの委託業務に関する苦情等

委託業務を所管する部署

(2) 苦情等対応及び紛争処理の統括部署

業務管理本部

(3) その他（手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ありません

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

当期の世界経済は、中国の構造改革推進による経済成長の減速が懸念されるなか、北朝鮮および中東を巡る地政学リスクが高まりましたが、先進国を中心とした量的金融緩和政策に加え、企業業績の改善を背景に世界的な株高が継続するなど、経済全体として拡大基調を辿りました。世界経済を見渡すと、米国では、企業業績および個人消費が引き続き拡大基調で推移し、主要株価指数は史上最高値を更新しました。欧州は、物価上昇により個人消費の一段感が表れつつあるものの、内需主導で経済成長が維持されました。中国は、政府による景気下支えによるインフラ投資に加え、不動産、自動車、サービス業などが牽引役となり高い経済成長が継続しました。そのような環境のなか、国内経済は、インバウンド需要や海外景気の拡大による輸出産業の持ち直しなどにより、内需と外需でバランスのとれた緩やかな回復が継続しました。

金融面では、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の下、強力な金融緩和政策が継続しています。その一環としてイールドカーブ・コントロールを導入し、短期金利と長期金利の両方を事実上管理するという、より直接的な政策が実行され、その結果、長期金利（10年国債利回り）は平成29年4月に入ってから0.0%~0.1%という狭いレンジでの推移となりました。また、為替レートは、米国新政権に対する不透明感が意識されるに伴い4月半ばにかけて円高が進行。その後は、円相場は狭いレンジの中で上下を繰り返したのち、年度末にかけて世界的に保護貿易主義的な様相を強めたことで、円高の動きが強まりました。

平成30年3月末の日経平均株価は2万1,454円30銭(前年3月末比2,545円04銭高)となりました。

結果、当事業年度の業績は、営業収益が56億39百万円（前年同期比128.0%）、営業収益から金融費用を差し引いた純営業収益は54億84百万円（前年同期比133.0%）となりました。また、販売費・一般管理費は43億59百万円（前年同期比111.4%）となり、その結果、営業利益は11億24百万円（前年同期比540.3%）、経常利益は11億36百万円（前年同期比528.1%）、当期純利益は6億75百万円（前年同期比449.9%）となりました。

主要な収益・費用等の概況は、以下のとおりです。

① 受入手数料

受入手数料の合計は38億31百万円（前年同期比127.0%）となりました。内訳は以下のとおりです。

イ. 委託手数料

当事業年度の株式委託売買高は、株数で5億32百万株（前年同期比94.0%）、金額では4,730億円（前年同期比124.5%）となりました。この結果、株式委託手数料は24億64百万円（前年同期比130.7%）となり、委託受入手数料の合計は25億3百万円（前年同期比129.7%）となりました。

ロ. 引受・売出しの取扱手数料

当事業年度の株式引受・売出しの取扱いは、株数で358千株（前年同期比140.9%）、金額では841百万円（前年同期比399.9%）となりました。この結果、引受・売出しの取扱手数料は、35百万円（前年同期比228.7%）となりました。

ハ. 募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される募集・売出しの取扱手数料は、6億35百万円（前年同期比159.7%）となりました。また、投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数は、6億57百万円（前年同期比97.5%）となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
資本金	6,100	5,000	5,000
発行済株式総数	2,500	2,500	1,000
営業収益	4,813	4,406	5,639
(受入手数料)	4,086	3,017	3,831
《委託手数料》	2,336	1,930	2,503
《引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料》	60	15	35
《募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料》	923	398	635
《その他の受入手数料》	766	673	657
(トレーディング損益)	311	803	1,341
《株券等》	△ 0	△ 6	2
《債券等》	311	803	1,339
《その他》	—	—	—
純営業収益	4,738	4,122	5,484
経常利益	752	215	1,136
当期純利益	493	150	675

(注) 平成 29 年 6 月 1 日付で、普通株式 1,000 株および A 種類株式 500 株を取得し、全株を消却しております。

(2) 有価証券引受・売買等の状況

- ① 有価証券の売買等の状況（市場デリバティブ取引を除く）最近 3 事業年度における有価証券の売買等の状況(有価証券に関連する市場デリバティブ取引を除く)は、以下のとおりであります。

イ. 株券

(単位：百万円)

区分	受託	自己	合計
平成 28 年 3 月期	484,128	264	484,392
平成 29 年 3 月期	379,987	—	379,987
平成 30 年 3 月期	473,096	268	473,364

ロ. 債券

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
平成 28 年 3 月期	—	19,136	19,136
平成 29 年 3 月期	—	53,965	53,965
平成 30 年 3 月期	—	98,298	98,298

ハ. 受益証券

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
平成 28 年 3 月期	22,810	—	22,810
平成 29 年 3 月期	10,466	—	10,466
平成 30 年 3 月期	11,422	—	11,422

ニ. その他

(単位：百万円)

区 分	受 託	自 己	合 計
平成 28 年 3 月期	1,780	—	1,780
平成 29 年 3 月期	601	—	601
平成 30 年 3 月期	1,000	—	1,000

② 有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況

最近3事業年度における有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況は、以下のとおりであります。

イ. 株式に係る取引

(単位：百万円)

区 分	先 物 取 引		オプシオン取引		合 計
	受 託	自 己	受 託	自 己	
平成 28 年 3 月期	10,014	—	22,381	—	32,396
平成 29 年 3 月期	2,801	—	16,569	—	19,370
平成 30 年 3 月期	7,055	—	3,876	—	10,931

ロ. 債券に係る取引

該当事項はありません。

- ③ 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

最近3事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱額
平成28年3月期	株 券	1,129	51	—	1,132	—	—
	国債証券	3			663		—
	地方債証券	745			—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債証券	372		—	325	123	10,448
	受益証券				201,578	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
平成29年3月期	株 券	210	—	—	87	—	—
	国債証券	—			—		—
	地方債証券	705			—	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債証券	674	—	—	8	27	617
	受益証券				144,514	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
平成30年3月期	株 券	864	—	—	864	—	—
	国債証券	—			—		—
	地方債証券	660			660	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債証券	170	—	—	170	5,507	36,342
	受益証券				183,383	—	3,100
	そ の 他	—	—	—	—	—	—

(3) その他業務の状況

①生命保険の募集に関する業務

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
受入手数料	8	26	39

②顧客紹介業務

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
受入手数料	2	0	1

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

区 分		平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
基本的項目	(A)	14,096	14,096	9,384
補完的項目	(B)	68	43	41
	その他有価証券評価差額金	0	0	0
	金融商品取引責任準備金等	68	43	41
	一般貸倒引当金	0	0	0
控除資産	(C)	804	615	572
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C)	(D)	13,359	13,525	8,853
リスク相当額合計	(E)	1,369	1,319	1,360
	市場リスク相当額	73	47	2
	取引先リスク額	389	357	404
	基礎的リスク額	907	913	953
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		975.1	1,025.2	650.6

(注) 自己資本規制比率は金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。なお、平成 28 年 3 月期の市場リスク相当額の月末平均額は、10 百万円、月末最大額は 73 百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は 436 百万円、月末最大額は 483 百万円であります。

平成 29 年 3 月期の市場リスク相当額の月末平均額は、40 百万円、月末最大額は 144 百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は 341 百万円、月末最大額は 364 百万円であります。

平成 30 年 3 月期の市場リスク相当額の月末平均額は、27 百万円、月末最大額は 44 百万円、取引先リスク相当額の、月末平均額は 356 百万円、月末最大額は 404 百万円であります。

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

区 分	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
使 用 人	226	230	240
(うち証券外務員)	223	229	238

(注) うち外務員は、金融商品取引法第 64 条第 1 項の規定により、外務員登録原簿に登録している外務員です。

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期 (平成 29 年 3 月 31 日)	平成 30 年 3 月期 (平成 30 年 3 月 31 日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	5,726	6,605
預託金	9,400	8,100
顧客分別金信託	9,400	8,100
その他の預託金	—	—
トレーディング商品	71	5
商品有価証券等	71	5
約定見返勘定	0	419
信用取引資産	11,826	13,177
信用取引貸付金	11,127	12,964
信用取引借証券担保金	698	213
立替金	0	2
顧客への立替金	0	2
その他の立替金	0	0
募集等払込金	268	0
支払差金勘定	9	9
短期貸付金	0	3
未収入金	89	10
未収収益	668	696
短期差入保証金	1,136	1,527
繰延税金資産	30	82
貸倒引当金	△ 0	△ 0
その他	57	82
流動資産計	29,286	30,744
固定資産		
有形固定資産	88	177
建物	24	116
器具・備品	62	57
土地	2	2
建設仮勘定	—	1
無形固定資産	293	143
ソフトウェア	276	126
借地権	0	0
電話加入権	16	16
投資その他の資産	229	226
投資有価証券	—	—
出資金	0	0
長期差入保証金	212	213
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	2	—
その他の投資等	14	12
貸倒引当金	△ 0	△ 0
固定資産計	611	547

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期 (平成 29 年 3 月 31 日)	平成 30 年 3 月期 (平成 30 年 3 月 31 日)
(負債の部)		
流動負債		
信用取引負債	4, 188	4, 641
信用取引借入金	3, 490	4, 428
信用取引貸証券受入金	698	213
預り金	8, 728	9, 481
顧客からの預り金	7, 870	8, 628
その他の預り金	858	852
受入保証金	2, 376	2, 561
信用取引受入保証金	2, 349	2, 532
先物取引受入保証金	27	28
約定見返勘定	—	—
短期借入金	—	3, 900
前受収益	—	2
未払金	17	118
未払費用	204	214
未払法人税等	30	361
賞与引当金	60	138
その他	—	—
流動負債計	15, 607	21, 444
固定負債		
繰延税金負債	—	4
その他の固定負債	—	78
固定負債計	—	83
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	43	41
特別法上の準備金合計	43	41
負債合計	15, 650	21, 569
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	5, 000	5, 000
資本剰余金		
資本準備金	2, 000	2, 000
その他資本剰余金	5, 100	50
資本剰余金合計	12, 100	9, 721
利益剰余金		
その他利益剰余金	2, 146	2, 671
繰越利益剰余金	2, 146	2, 671
利益剰余合計	2, 146	2, 671
株主資本合計	14, 246	9, 721

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
純資産合計	14,246	9,721
負債・純資産合計	29,897	31,291

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期 (自 平成 28 年 4 月 1 日) (至 平成 29 年 3 月 31 日)	平成 30 年 3 月期 (自 平成 29 年 4 月 1 日) (至 平成 30 年 3 月 31 日)
営業収益		
受入手数料	3,017	3,831
委託手数料	1,930	2,503
引受・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	15	35
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	398	635
その他の受入手数料	673	657
トレーディング損益	803	1,341
金融収益	557	425
その他の営業収益	27	40
営業収益計	4,406	5,639
金融費用	283	154
純営業収益	4,122	5,484
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,090	1,282
人件費	1,593	1,762
不動産関係費	405	428
事務費	512	561
減価償却費	187	193
租税公課	72	79
貸倒引当金繰入	0	0
その他	51	51
販売費・一般管理費計	3,914	4,359
営業利益	208	1,124
営業外収益	8	17
営業外費用	1	5
経常利益	215	1,136
特別利益		
債権売却売却益	0	—
金融商品取引責任準備金戻入	24	—
特別利益計	24	—
特別損失		
固定資産除却損	1	23
和解金	10	—
商号変更費用	—	79
減損損失	—	30
金融商品取引責任準備金繰入	—	1
特別損失計	11	135
税引前当期純利益	228	1,000
法人税、住民税及び事業税	82	369
法人税等調整額	△ 3	△ 44
法人税等合計	78	325
当期純利益	150	675

(3) 株主資本等変動計算書

【平成 29 年 3 月期】

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
平成 28 年 4 月 1 日残高	6,100	6,000	0	6,000	—	—	2,489	2,489	14,589
当期変動額									—
資本金から剰余金への振替	△1,100		1,100	1,100					—
準備金から剰余金への振替		△4,000	4,000	0					—
剰余金の配当							△493	△493	△493
当期純利益							150	150	150
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	△1,100	△4,000	5,100	1,100	—	—	△342	△342	△342
平成 29 年 3 月 31 日残高	5,000	2,000	5,100	7,100	—	—	2,146	2,146	14,246

【平成 30 年 3 月期】

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益剰余 金			
平成 29 年 4 月 1 日残高	5,000	2,000	5,100	7,100	—	—	2,146	2,146	—	14,246
当期変動額										—
剰余金の配当							△150	△150		△150
当期純利益							675	675		675
自己株式の取得									△5,050	△5,050
自己株式の消却			△5,050	△5,050					△5,050	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	△5,050	△5,050	—	—	525	525	—	△4,524
平成 30 年 3 月 31 日残高	5,000	2,000	50	2,050	—	—	2,671	2,671	—	9,721

重 要 な 会 計 方 針

平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
<p>1. 所有有価証券の評価の方法</p> <p>(1) トレーディング商品に係わるもの 時価法</p> <p>(2) トレーディング商品以外の有価証券 その他の有価証券 時価のあるもの 時価法 なお、取得原価との評価差額は全部 純資産直入法によっており、売却原 価の算定は移動平均法によっており ます。 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、耐用年数 及び残存価額については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によっております。 平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附 属設備については定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、耐用年数 については法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。但し、自社利 用のソフトウェアについては、社内におけ る見込み利用可能期間(5 年)に基づく定額 法によっております。</p> <p>(3) リース取引(所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法を採用しております。なお、所 有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸 借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等については財務内容評価法により、回収不 能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p>	<p>1. 所有有価証券の評価の方法</p> <p>(1) トレーディング商品に係わるもの 同左</p> <p>(2) トレーディング商品以外の有価証券 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース取引(所有権移転外ファイナンス・ リース取引に係るリース資産) 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p>

平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
<p>4. 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買、その他の取引等による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>5. 消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜き方式を採用しております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、一括して「投資その他の資産（その他投資等）」として計上し、5年間で均等償却することとしております。</p>	<p>4. 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 同左</p> <p>5. 消費税の会計処理 同左</p>

(会計処理方法の変更)

平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
<p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。</p>	<p>同左</p>

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 百万円	1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 百万円
建物 63	建物 71
器具・備品 265	器具・備品 240
計 329	計 311
2. 担保等に供されている資産 百万円	2. 担保等に供されている資産 百万円
現金（短期差入保証金） 1,136	現金（短期差入保証金） 1,527
3. 関係会社に対する債権 百万円	3. 関係会社に対する債権 百万円
信用取引借証券担保金 698	預金 6,201
短期差入保証金 1,134	長期差入保証金 10
長期差入保証金 159	前払費用 1
4. 関係会社に対する債務 百万円	4. 関係会社に対する債務 百万円
信用取引借入金 3,490	短期借入金 3,900
未払費用 100	未払費用 50

(損益計算書関係)

平成 29 年 3 月期				平成 30 年 3 月期			
1. トレーディング損益の内訳				1. トレーディング損益の内訳			
	実現損益	評価損益	計		実現損益	評価損益	計
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
株券等	△ 0	—	△ 0	株券等	2	—	2
債券等	803	0	803	債券等	1,339	0	1,339
その他	—	—	—	その他	—	—	—
計	803	0	803	計	1,341	0	1,341
2. 金融収益の内訳				2. 金融収益の内訳			
			百万円				百万円
信用取引収益			311	信用取引収益			324
受取債券利子			0	受取債券利子			0
受取利息			0	受取利息			1
その他			244	その他			99
計			557	計			425
3. 金融費用の内訳				3. 金融費用の内訳			
			百万円				百万円
信用取引費用			47	信用取引費用			54
その他			236	支払利息			10
計			283	その他			90
				計			154
4. 取引関係費の内訳				4. 取引関係費の内訳			
			百万円				百万円
支払手数料			724	支払手数料			956
取引所・協会費			10	取引所・協会費			10
通信・運送費			291	通信・運送費			269
旅費・交通費			18	旅費・交通費			20
広告宣伝費			40	広告宣伝費			19
交際費			4	交際費			5
計			1,090	計			1,282
5. 人件費の内訳				5. 人件費の内訳			
			百万円				百万円
役員報酬			95	役員報酬			64
従業員給料			1,203	従業員給料			1,293
歩合外務員報酬			—	歩合外務員報酬			—
その他の報酬			16	その他の報酬			33,536
福利厚生費			216	福利厚生費			232
賞与引当金			60	賞与引当金			138
計			1,593	計			1,762

平成 29 年 3 月期		平成 30 年 3 月期	
6. 不動産関係費の内訳		6. 不動産関係費の内訳	
	百万円		百万円
不動産費	304	不動産費	300
器具・備品費	100	器具・備品費	127
計	405	計	428
7. 事務費の内訳		7. 事務費の内訳	
	百万円		百万円
事務委託費	493	事務委託費	540
事務用品費	19	事務用品費	21
計	512	計	561
8. 租税公課の内訳		8. 租税公課の内訳	
	百万円		百万円
法人事業税	59	法人事業税	65
事業所税	4	事業所税	4
その他	9	消費税他	9
計	72	計	79
9. その他の販売費・一般管理費の内訳		9. その他の販売費・一般管理費の内訳	
	百万円		百万円
図書費	8	図書費	8
水道光熱費	27	水道光熱費	27
その他	16	その他	16
計	51	計	51
10. 法人税、住民税及び事業税の内訳		10. 法人税、住民税及び事業税の内訳	
	百万円		百万円
法人税	50	法人税	267
住民税	24	住民税	59
法人事業税	7	法人事業税	41
計	82	計	368

(株主資本等変動計算書関係)

【平成 29 年 3 月期】

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	2,000	—	—	2,000
A種類株式	500	—	—	500

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 29 年 6 月 29 日開催の第 10 期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

① 配当金の総額	150,000,000 円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1 株当たり配当額	75,000 円
④ 基準日	平成 29 年 3 月 31 日
⑤ 効力発生日	平成 29 年 6 月 30 日

(注) 剰余金の配当は、普通株式 2,000 株を対象としております。

【平成 30 年 3 月期】

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	2,000	—	1,000	1,000
A種類株式	500	—	500	—

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 30 年 6 月 28 日開催の第 11 期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

① 配当金の総額	337,500,000 円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1 株当たり配当額	337,500 円
④ 基準日	平成 30 年 3 月 31 日
⑤ 効力発生日	平成 30 年 6 月 29 日

(注) 剰余金の配当は、普通株式 1,000 株を対象としております。

2. 借入金の主な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

区 分	借 入 先	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
短期借入金	株式会社広島銀行	—	3,900
信用取引借入金	ウツミ屋証券株式会社	3,490	4,428
借 入 金 合 計		3,490	8,328

3. 保有有価証券の状況(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引の状況(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

第 11 期(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備を継続的に図っております。

また円滑な経営執行及び監視体制を構築するためには、積極的なディスクロージャーが不可欠であるとの認識のもと、適時・適切な情報開示に努めるとともに、経営の公正性・透明性の確保と経営の効率化を目標とし、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

当社では、コンプライアンスの具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を半期ごとに策定し、これに沿って法令諸規則等の遵守や内部管理の充実を図っています。

また、当社のすべての業務部門から独立した社長直属の組織として監査部を設置し、当社の管理体制が適切かつ有効に機能しているか、について検証・評価し、必要に応じて改善に向けた提言を行っています。

さらに、取り巻くリスク及び重要な懸案事項に迅速かつ的確に対処するため、並びに、売買に関する指導や是正、適合性の原則・法令遵守の徹底と証券事故・顧客トラブル等の未然防止を図ることを目的として「リスク管理委員会」を設置し、毎月 1 回開催

しております。また、それと合わせて、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防ぐための「内部通報制度」(コンプライアンス・ホットライン)を導入しております。

〈お客様からのご相談、苦情等への対応について〉

① お客様からの相談、苦情に対する具体的な取扱い方法

お客様からのご相談、苦情等については、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平にその解決を図ることを基本としております。当社では原則としてコンプライアンス部および営業店が窓口となって問題の解決に当たり、お客様の申し出を十分確認したうえで、中立的な立場で調査を行い、調査結果については速やかにお客様に報告することとしております。

また、苦情等の社内報告体制については、お客さまからの苦情等を受付けた場合は、遅滞なくその概要を業務管理本部に報告し、速やかに関連部署は苦情等の解決に努める適切な処置を講じることとしております。業務管理本部は苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜、営業部門、内部管理統括責任者又は役員会等に報告することとし、重要案件については速やかに内部管理統括責任者および社長に報告することとしております。

② 金融ADR制度への対応

お客様は、当社及び当社を所属金融取引業者とする金融商品仲介業者が提供する商品・サービスに関する苦情の処理・紛争の解決について、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC (フィンマック)))にお問合わせいただくこともできます。

・ お客様からの苦情等の解決のために講じている措置

当社は、第一種金融商品取引業に関する苦情及び紛争の解決について、平成 23 年 4 月 1 日付にて金融商品取引法に規定する指定紛争解決機関として指定を受けた FINMAC と手続実施基本契約を締結しております。

2. 分別管理等の状況

金融商品取引法第 43 条の 2 の規定に基づく分別管理の状況

(1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	平成 29 年 3 月 31 日現在の金額	平成 30 年 3 月 31 日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	9,170	7,907
期末日現在の顧客分別金信託額	9,400	8,100
期末日現在の顧客分別金必要額	9,135	9,812

(2) 有価証券の分別管理の状況

①保護預り有価証券

有価証券の種類	平成 29 年 3 月 31 日現在		平成 30 年 3 月 31 日現在	
	国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	517,548 千株	10,907 千株	388,589 千株	10,377 千株
債 券	12,670 百万円	156,293 百万円	14,428 百万円	171,965 百万円
受益証券	238,847 百万口	1,403 百万口	234,359 百万口	1,331 百万口
そ の 他	—	—	—	—

②受入保証金代用有価証券

有価証券の種類	平成 29 年 3 月 31 日現	平成 30 年 3 月 31 日現在
	数 量	数 量
株 券	17,838 千株	13,345 千株
債 券	0 百万円	0 百万円
受益証券	4,071 百万口	3,310 百万口
そ の 他	—	—

③管理の状況

当社は、金融商品取引法、日本投資者保護基金、金融商品取引所、日本証券業協会等の諸規則に基づき、以下のとおり「顧客資産の分別管理」を行っており、お客様のお預り資産を確実に保全しております。

・お預り金銭について

当社は、当社を委託者とし、当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託に係る信託契約を締結しております。なお、下記差替基準日が休業日の場合は前営業日に繰り上げて計算し、差替日が休業日の場合は翌営業日に繰り下げて差し替えることとしております。

受託者	差替基準日	差替日	信託の種類	信託の対象
三井住友信託銀行株式会社	毎週 金曜日	差替基準日の翌日から起算して3営業日目	合同運用指定 金銭信託	顧客分別金必要額は三井住友信託銀行へ信託。

・お預り有価証券について

当社は、お客様との取引に関してお客様から預託を受けた有価証券及びお客様の計算に属する有価証券について、次の各号に定める方法により、当社固有の有価証券と分別して確実かつ整然と管理しております。

イ. 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券

- a 国内の取引所金融商品市場に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（転換社債券を含む。以下同じ。）、投資証券、受益証券及び出資証券（以下「国内上場証券」という。）については、原則として、証券保管振替機構（以下「機構」という。機構から委託を受けた者を含む。以下同じ。）において、帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して保管しております。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。但し、顧客の申し出等により機構へ再委託しない国内上場証券等については、保管機関（当社金庫等。以下同じ）において、固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管しております。
- b 顧客有価証券について、顧客の指示により転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換請求を含む。）等のため、発行会社（株主名簿管理人を含む。以下同じ。）へ提供したのものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理しております。

ロ. 国内上場外国有価証券

国内上場外国有価証券については、原則として、機構において、帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混蔵して保管しております。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

ハ. 振替法に基づく振替決済制度において取り扱う社債、株式等

- a 国債については、振替法の規定に基づき、日本銀行において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、お客様の持分を直ちに判別できる状態で管理しております。
- b 社債、株式等（aに規定する国債を除く）については、振替法の規定に基づき、機構

又は三菱UFJ銀行において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理しております。

ニ. 転換社債型新株予約権付社債券及びハに規定する有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等

原則として、機構において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理しております。但し、大券で発行された証券及び株式ミニ投資など、単一券面を自己と顧客とが共有することとされており、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確に保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

ホ. 投資信託受益証券

原則として、機構において混蔵して保管する。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理しております。但し、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

ヘ. 累積投資商品

累積投資契約に基づき、単一券面を当社と当社の顧客とが共有し混蔵して保管することとされている株券、債券及び受益証券等は、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにし、且つ他の有価証券と区分して保管又は管理しております。この場合において、当社の帳簿等により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

ト. 海外の保管機関等で保管又は管理されている有価証券

海外の保管機関等において、口座区分などの方法により、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理しております。但し、別表記載の保管機関等において顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で保管又は管理させることができない場合には、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

チ. 上記イ～トを除く有価証券

保管機関において、固有有価証券等と顧客有価証券を区分管理し、顧客有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管しております。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況
該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況
該当事項はありません。

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況
該当事項はありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。

以 上

「業務及び財産の状況に関する説明書」の記載金額は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。